

# 無形の文化財の保護をめぐる 特に、民俗芸能を中心に

著者	大島 暁雄
雑誌名	芸能の科学
号	33
ページ	133-150
発行年	2006-03-31
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1440/00003105/">http://id.nii.ac.jp/1440/00003105/</a>

# 無形の文化財の保護をめぐるって

——特に、民俗芸能を中心に——

大島 暁 雄

はじめに

I、地域振興施策の多様性

II、「保存と活用」と「継承と発展」

(一) 「保存」から「継承」へ

(二) 「活用」から「発展」へ

(三) 民俗芸能における「発展」について

(四) 無形文化財と無形民俗文化財のあいだ

III、伝統と創造

IV、わが国の伝統文化の特色

まとめにかえて——伝統的な地域文化を守るために——

## はじめに

近年、無形の文化財に関する関心の高まりは、国の内外を問わず活発な動きを見せている。国際的には、一九八九年一月開催のユネスコ第二五回総会において「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」が採択され、これを受けて一九九七年一月の第二九回総会で「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」が採択された。わが国ではこの宣言の中で、二〇〇一年の第一回宣言で「能楽」が、続く二〇〇三年の第二回宣言で「人形浄瑠璃文楽」が、直近では二〇〇五年の第三回宣言で「歌舞伎」が「人類の口承及び無形遺産の傑作」として登録されたことは耳新しい。

こうした流れの中で、無形の文化遺産は、それぞれの民族や共同体の精神的価値を象徴するものとして、ユネスコ加盟国の大きな関心を集めるようになり、先の傑作宣言の制度的な脆弱性を補うことなどを目的に、二〇〇三年一月に行われた第三二回ユネスコ総会で「無形遺産保護条約」が採択され、加盟三〇カ国の批准・締結後三ヶ月を待つて発効することとなっている。この条約について我が国では、いち早く二〇〇四年六月一五日に批准等の国内手続きを完了しユネスコに批准書等の寄託を行った。その後、本条約は二〇〇六年一月にルーマニアが三〇番目の批准国となったので、二〇〇六年四月には発効となる予定である。

一方、わが国内でも各地の自治体を中心に、伝統的な祭礼行事や民俗芸能等の無形の文化財を活かして地域の活性化を図ろうとする動きが盛んに行われている。

こうした状況の中で、文化財関係者を中心に伝統文化の変質や改変を危惧する声が高まっており、民俗学会や民俗芸能学会などの関連諸学会での論議も進んでいるが、その中には文化財の保護の基本理念に関わる部分も多々見られるものの、必ずしも行政としてのこの問題への取り組みは活発に行われているとはいえない状況にあるといえよう。

本稿はこうした論議に文化財保護の観点から一つの考え方を提示しようとするものであるが、全くの私見の域を超えないものであることを、最初にお断りしておきたい。

なお、ここで取り上げた無形の文化財は、無形文化財のなかの芸能と無形の民俗文化財の中の民俗芸能と風俗慣習に限っており（以下、本稿ではこれらを総称して「無形の文化財」という）、民俗文化財の中の民俗技術や、無形文化財の中の工芸技術、文化財保存技術などの技術系の問題については、機会を改めて考えたいと思っている。  
ご笑覧の上ご意見を賜れば幸いである。

## I、地域振興施策の多様性

現在わが国の各地で進められている無形の文化財を活かした地域振興施策には、大きく次の三つの手法が考えられる。第一は地域の伝統的な文化要素を活用する振興策であり、第二は地域の文化的な要求に基づいて地域外からの文化を導入して振興を図る方策、第三は、前二者の文化要素を基に新たな文化様態を創出して振興を図る方法である。ここでは第一を地域文化活用型、第二を共有文化活用型、第三を創出文化活用型と呼ぶこととする。

この三つの型は民俗文化財を活用した地域振興施策の場合に多く見ることができるといえる。

無形民俗文化財である「祭り」や「芸能」を例にとれば、それぞれの地域に伝承されている伝統的な祭りを活用する地域文化活用型の方法と、例えば、高円寺の「阿波踊り」に見られるような共有文化活用型のもの、札幌の「よさこいそーらん祭り」のような創出文化活用型のものが見られる。なお、民俗文化財との関係で言えば第三の型には、「団地の祭り」のような、新たなコミュニティを基盤とする祭りなどがその代表的なものといえよう。

次に、それぞれの方策における行政の関わり方の傾向を見ていくこととしたい。

## (1) 地域文化活用型の地域振興策（地域密着型）

これは、特に民俗文化財を利用した地域振興策に多く見られる方法である。この振興策の特徴は、当該地域に伝承される伝統的な民俗文化財の活性化を行うために、地域全体を対象とした周知活動や伝承教室などの事業を行うことで伝承母胎そのものに働き掛けることから始まり、比較的長期の、また、数度にわたる支援を前提とした施策が行われることとなる。ちなみに、文化財保護法に基づく国や地方公共団体の行う無形民俗文化財の保護のための各種の施策の多くは、こうした活動の支援を目的としたものと言えよう。

## (2) 共有文化活用型の地域振興策（文化移入型）

この型の多くは舞台芸術などのプロの芸術家を活用した形態のものが多く見られる。これらに関する振興施策としては、企画の立案や情報入手に関する助成、公開活動への補助などの、比較的短期の、しかもその一度限りの援助を前提とする施策となる傾向が強い。文化庁の助成としては「アーツプラン二一」のような支援施策がある。

なお、これにも「阿波踊り」のように民俗文化財を利用した方策も見られるが、これは当該地域の民俗生活とは切り離されて導入される傾向が強いものであり、直ちに文化財保護の観点での振興にはなじまないものである。

## (3) 創出文化活用型の地域振興策（文化創出型）

民俗文化財に関するこの種の典型的な例は、先に述べた「団地の祭り」であろう。地域集団として未成熟な団地社会が住民の結びつきを図るために、祀るべき神もない神輿を作って新たな「祭り」を創出するような事例である。これはどちらかと言えば、文化財の保護とは一線を画して行われる傾向が強く、文化財保護部局との直接の関係がない場合が多い。

以上のように、地域文化振興の手法にはいくつかの方法が考えられているのであるが、ここには先に述べたように、

対象となる文化財の保存と活用との関係、言い換えれば当該文化財の変化・変容が問題となっているわけであり、その傾向は特に民俗芸能の世界に著しく見られていることは周知の通りである。

それでは、文化財保護の観点からはこれらの問題にどう対応すべきなのであろうか。この問題を考えるために、現行の文化財保護制度との関係において、無形の文化財保護のあり方について、若干の整理・検討を行うこととしたい。

## II、「保存と活用」と「継承と発展」

現行の文化財保護法における「保護」の内容は、「保存と活用」の二つの側面からなり、法の基本となる考え方は貴重な文化財を指定し、当該文化財の「伝統性の確保」と「現状保存」をすることを目的としている。

この考え方は、明治以来の文化財保護の対象が仏像や美術工芸品、社寺建造物などの有形文化財にあったため、以来、わが国の文化財保護行政は有形文化財を中心に展開してきた事に起因するものである。昭和二十九年の文化財保護法の改正による無形文化財の指定制度、同じく昭和五〇年の文化財保護法の改正による無形民俗文化財の指定制度導入にあたって、この基本的な考え方に変化はなく、文化財保護法の基本理念は現在においても「伝統性の確保」と「現状保存」を基本とした「保存と活用」にある。

しかし、無形の文化財は現実の生活の中で生きた形で伝承されており、伝承者を取り巻く生活環境や意識の変化など時代の変化の影響を大きく受け、変化を余儀なくされる性質を有している。

近年、無形の文化財の分野では「保存と活用」に代わって「継承と発展」の用語が提言されている（「文化財保護企画特別委員会報告」）が、これは、これまでの現状保存形の文化財保護の理念が、無形の文化財の分野では時代の変化に対応し得なくなり、新たな理念の形成が求められていることを如実に示すものである。

## (一) 「保存」から「継承」へ

前述のように、文化財における「保存」の観点は永らく「もの」を対象に行われてきたために「現状保存」の色彩が強く、守りの姿勢を如実に示すものと受け取られがちであった。これに対して「継承」とは文化財を伝承する「ひと」に焦点を当てた用語法ということが出来る。この趣旨は、先に述べた無形の文化財の特性に応じた保護策をより積極的に進めようとすることに他ならない。

このことについてはこれまでも文化財保護行政の中で、保持者自身の技術の錬磨や後継者の育成、地域住民等への周知・公開活動などの伝承環境の整備についての助成策が講じられてきたところであり、具体的には「無形文化財特別助成金」「民俗文化財伝承・活用等補助事業」などの助成措置を講じて積極的な対応が図られているが、こうした施策の更なる推進を図るために、今後は文化財の保護対象の拡大や新たな支援手法の創出などが図られる事が大切であろう。

## (二) 「活用」から「発展」へ

「活用」が外部からの働きによって行われるのに対して、「発展」はむしろ内発的な部分に働きかけを行って文化財そのものを活性化へと導こうとするものである。「発展」とは、変化を前提とした用語であり、その意味で、無形の文化財に変化を働き掛け、望ましい方向へと導くことといえる。

しかし、この際に問題となるのは、「発展」の用語の示す内容である。「発展」に對置して用いられる用語としては「停滞」「後退」などの用語が考えられるが、この三者の用語に共通するものは、一定の評価基準をもとに変化を是とする意識が含まれるということである。当然、この場合何を基準に「発展」と評価するのかといった点にも問題が浮



かんでこよう。特に、民俗文化財のように地域の論理で伝承される文化財について、「発展」や「後退」という外部的な評価を与え、一定の方向性を提示することの問題点は大いに議論されてしかるべきである。

無形の文化財の変化を余儀なくせしめている要因としては、社会構造の変化や生活様式の変化、価値観の変化などの外在的な要因とともに、伝承者本人に関わる内在的な要因があることは明らかである。こうした、内在的な変化をもたらす要因の代表的なものとして創造性・創作性があげられよう。この創造性・創作性に働きかけを行うことによって、無形の文化財を活性化することは可能であると考えられる。

しかし、先にも述べたように、文化財保護の立場に立って考えるとこうした働きかけによる無形の文化財の変質の危険性も同時に存在する事は明らかであり、特に芸能分野に関して顕著に見られるところである。それは、芸能は「見る、見られる」といった演者と観客との関係で成り立つものであり、観客の評価によって直接的に影響を受けやすい性質を不可避的に有するためである。従って、評価次第によっては容易に変化する危険な要素を多分に有していることになる。この問題は当然芸能的要素を有するという意味で民俗文化においても共通する。無形の文化財の「発展」を考えるに当たっては、こうした危険性も十分注意をはらう必要があるのである。

### (三) 民俗芸能における「発展」について

ここで、今回の主たる検討課題である民俗芸能における「継承」と「発展」について考えてみたい。これは、先にも述べたように、この問題の所在が民俗芸能に典型的にあらわれていると考えるためである。

さて、民俗芸能の定義については未だ定説がないように思われる。しかし、筆者にはこの問題に関して立ち入るだけの準備も蓄積もないので、取り敢えずここでは、民俗芸能は基本的に民間伝承としての「民俗」と、芸術性を基調とする「芸能」の二つの意味から成り立っているものと考えて置きたい。なお、この点は、文化財保護法でも広義の

芸能を、無形文化財の「芸能」と民俗文化財の「民俗芸能」とに分けて位置づけていることにも関係する。

それでは文化財保護法では民俗芸能をどう意義づけているのだろうか。同法では、民俗芸能を「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」と民俗文化財のなかで規定している。

ここでいう、わが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものという価値の判断は、民俗学的視点を想定したものであり、指定基準もそれに基づいて解釈されるべきものと思われる。そこで、これを仮に「民俗文化財としての民俗芸能」とすると、この場合の基本的な性格は民俗の基本的な性質の一つである「日常的類型的行為性」に基づく「しきたり」という「集団的規制」により、変化を抑制する動きを内包したものと考えることができよう。

これに対して、民俗芸能の持つ芸術性の視点を評価する観点に立つ場合はどうか。この問題を考えるためには「無形文化財」の規定ではやや漠然としすぎるので、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準」をもとに考えることとしたい。これは、民俗芸能が民俗文化財のなかに含まれる以前は、この規定に基づいて保護がなされた経緯があるためでもある。

この規定では「音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法のうち、わが国の芸能の変遷の過程を知るうえで貴重なもの」を選択し保護することとなっている。この規定をもとに考えると、民俗芸能の価値は芸能や演目等に着眼した芸能史的観点での評価が可能となる。そこで、仮にこれを先に做って「無形文化財としての民俗芸能」と名付けることとする。

さて、このように民俗芸能を「民俗文化財としての民俗芸能」と「無形文化財としての民俗芸能」の二つに区別して考えた場合、前者は変化を規制される所に一つの基本的性格があり、「変化・発展」を容認することは困難と思われる。しかし、後者の「無形文化財としての民俗芸能」に属するものは、芸能などの芸能そのものに着眼し価値を評

価されるわけであり、芸術的観点からその向上心などに基づく「変化・発展」がもたらされる側面を、無視することはできなくなるだろう。

しかし、ここで無形文化財の定義にある、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものとの規定を、既に評価が定まったものと読みとるならば、「変化・発展」はその価値を危うくしかねないものとして規制されるべき対象となり、仮に「変化・発展」が保護法の範囲外で行われた場合には、その成果が新たに評価される価値があるかどうかの検討が必要となると考えられる。そして、新たに「我が国にとって価値が高い」と判断されたときに、再び保護の対象範囲に含まれることとなると考えることもできよう。

これらを要約すると、民俗芸能の持つ二つの側面の基本的な性質からは、「民俗文化財としての民俗芸能」においては「発展」の用語はそぐわないものと思われるが、「無形文化財としての民俗芸能」については、「発展」の要素を認めることも可能ということになるだろう。

民俗芸能の保護には、こうした民俗芸能の持つ二つの側面に留意し、評価の基準をいずれに置くのか、保護の主たる対象を何処に置くのかを明らかにした上でそれぞれに見合った手法が執られる必要があると考えるものである。

なお、改めて指摘するまでもなく、文化財の保護行政においては対象物件の重複は忌避されるものではなく、むしろ幅広い保護の可能性を確保するものとして複数の視点の発掘に努める必要があるのである。こうした意味において、特に現状においては「無形文化財としての民俗芸能」の観点からの取り組みは必ずしも十分とは言えないと思われるので、新たな保護施策の樹立についての早期の検討の必要性を指摘しておきたい。

#### 四 無形文化財と無形民俗文化財のあいだ

上記の考え方を現行の文化財保護法の枠の中に敷衍し、無形文化財と無形の民俗文化財との関係を筆者なりに模式



なお、このことについては本図の解説を含め、改めて稿を立てて論じたいと考えている。大方のご意見を賜れば幸いである。

### Ⅲ、伝統と創造

ここで、基本的な問題に立ち返り、文化財における芸術的側面を規制している伝統と創造との関係について考えてみたい。およそすべての芸術活動においては創造性が不可欠とされていること、創造性は芸術活動の基本であり、創造性を失った活動は芸術としての生命力を失うことに等しいと考えるためである。

芸術活動の支援を目的とする場合はそれで良いとしても、しかし、文化財としての保護を目的とする中で、副次的に出現する創造性の問題は微妙である。

芸術活動にも多様なものがある。芸術には創造性が強く発揮されるものとそうでないものがある。伝統性を重んじる芸術（以下、「伝統芸術」という。）とは集团的・規格的・安定的なものであるが、創造性豊かな芸術（以下、「現代芸術」という。）とは個人的・個別的・先駆的なものである。

芸術が伝統化されるということは、個人的・個別的な活動が集团的に享受されて一定の規格性を持つということにほかならない。すなわち、伝統芸術はそれを共有する社会集団の中であって、一定の約束ごと（これを「型」と呼ぶことが多い）に基づいてなされる活動ということが出来る。

文化の「型」を巡る問題は本論の範囲を遙かに超える大問題であるが、論を進める都合上、ここでいう「型」とは可視化されるなど容易に認識でき、規範性と伝承の必要性が共有化された「しきたり」や行動様式、器物類などの総体を指すものと大きくとらえておきたいと思う。ここでは、地域的・伝統的集団の共通認識によって認められた文化

の「型」を持つ文化が伝統文化であり、その一つが伝統芸術と規定しておきたい。

勿論この文化の「型」は、小は日常の立ち居振る舞いから茶道や華道などに見られる作法、さらに大は当該共同体の保有する文化の問題まで、文化の各段階に存在するものであり、ここではこれらを区別することなく広くとらえておくことが必要であろう。このように文化の「型」は複数の存在として当該伝統文化を幾重にも取り巻き、規制しているのであって、従って、伝統文化を学び伝承することとは、こうした二重、三重に存在する伝統文化の型を順に理解し、継承して行くという手順が必要とされるわけである。

例えば後者の問題に即していえば、伝統的芸術活動を行うためには当該集団の中の、伝統的な文化や生活習慣を学習し体得することが前提となる。異なった文化に属する個人が、別の集団でその伝統芸術を継承するためには、その集団の伝統的な文化や生活習慣を学ぶために特別な修練が必要とされる訳であり、これも重要な文化の「型」の保護形態の一つであることはいうまでもないことである。

伝統芸術を保存・継承するためには、こうしたその社会独特のシステムを前提とした保護手法と、後継者育成のためのカリキュラムが必要とされるのである。

なお、この文化の型を巡る理解や継承に関するギャップは、同一社会集団内にあっても世代間に中心的に発生する。例えば、日本の伝統芸術に共通してみられる伝承システムに「家元制度」がある。これはかつての「家」の觀念に基づく日本文化の伝統的な型として、日常的な生活の隅々にまで広く見られたものであるが、現在では生活習慣や意識の変化等によって伝統芸術関係において特化して見られるものである。この「家元制度」も伝統芸術を取り巻く広義の文化の「型」の一つである。こうした文化の「型」はこのほかにも様々な存在し、それらが組み合わされてわが国の伝統芸術を支えているのである。伝統芸能が単なる芸術的な価値にとどまらず、日本文化を考えるための重要な価値が認められている理由がここにある。

伝統文化や伝統芸術の文化財としての保護について理念的に整理すれば、保護の対象とされるのはこうした文化の「型」であり、無形文化財の保持者等の芸術活動の基盤となっている「型」を保護することであって、保持者らの芸術活動の全体を保護の対象としてははいないといえる。すなわち保持者らは保護の対象とされる「型」を基盤に、個人的、個人的な芸術活動を行っているものであり、文化財の保護とは、この芸術活動の部分までの支援や、まして規制を目的とするものではないのである。

これに対して、現代芸術の場合はどうか。現代芸術もまたそれを担う者が社会的な存在である以上、その者が属する社会集団からの制約は不可避的に受けざるを得ないし、逆にその集団の保有する伝統文化を利用することも可能である。しかし、現代芸術には国境がないといわれるように、現代芸術は必ずしも特定の社会集団に拘泥するものではない。ここでは、当該個人の文化的出自は問題外となり、個人的活動が優先し、安定性よりも先駆性が評価される。その社会特有の観念やシステムにとられずに自由な発想と展開が要求され、それを引き出すための育成力リキラムが必要となるのである。現代芸術活動はいわゆる集団性に立脚した文化の「型」からは独立し、個人的な活動として行われる営為といえる。

伝統芸術と現代芸術の間には、それぞれの立脚する基盤が共通し、芸術活動の基礎に創造性が必要とされる点では共通するものの、保護対象の違いや育成の手法、システムが異なるのであり、具体的な施策を考える場合のこの両者の差は明らかである。行政的手法としては両者の間に何らかの区別が示されるのはいわば当然のことと言えよう。

#### IV、わが国の伝統文化の特色

わが国の無形の文化財は、伝統として保存・継承されるべき一定の「型」や「様式」の存在を前提とするものであ

り、この「型」を逸脱しては伝統文化足り得なくなると考えられる。この場合の「型」とは、前述のように、当然、広義の「型」が想定されるべきであるが、ここでは論点を明確にする意味で個々の芸能や民俗の内部に伝承される「型」を対象に論を進めることとしたい。

わが国の芸能や民俗は、ある時代に新しく興った事象が次第に伝統化し古典化し、それを基盤に新しい事象が発生し、新旧の事象がそれぞれに併存して生き続けながら次々に新たな事象を生み出しながら拡大を続けており、現在も各時代の芸能や民俗が重層的に存在するという特徴を持つ。従って、伝統を保護することは、取りも直さず新たな芸能や民俗の発生基盤を保護・育成することであり、この部分が安易に変化することは新たな芸能や民俗を生み出す基盤を喪失させる行為に他ならないのである。

無形の文化財の一層の振興を図るためには、伝統という一定の枠を前提にそれを超えない範囲での方策が検討されなければならないだろう。無形の文化財の「発展」とは、伝統文化の「型」内部での改変を促すのではなく、伝統文化を基盤にここから新たな文化を創造する事であって、これには伝統文化の保護を前提としつつも、文化財の保護とは別の視点での振興策が必要となるのである。

まとめにかえて——伝統的な地域文化を守るために——

民俗は地域の規律であり規範であって、日常生活を円滑に進めるためのシステムとしても作用する。

こうした規律・規範は時代の変化に伴って変化するものではあるが、そこには必ず新旧世代間を中心とした葛藤が生じる。文化財指定の内容についても同様であり、時代の変化に伴う変容を否定することは、地域からの遊離を招きかねない危険性を大きくはらんでいると言えよう。こうした事例の一つがいわゆる「文化財化」等と指摘される、他



者の論理によって置換された価値付け方に見ることが出来る。

それでは、変容は無条件で容認されるべきであろうか、結論は否である。文化財は地域の人びとの保有するものであり、地域の生活のために用いられるべきものであることは大前提とされなければならないが、一方では、それぞれの地域が他の地域と遊離して単独で存在することは出来ないものであること、言い換えれば、地域の論理はまた他の地域の論理との協調関係のなかでしか存在し得ない、ということからある種の制約が存在することとなるからである。民俗文化財は、それぞれの存在する地域のものであると同時に、それは単独の地域を超えたより広い地域連携の視点から捉えることが必要である。地域の文化の独自性はこうした他の地域との比較によって確認されるのであり、それぞれが自己認識をする手段として、お互いに自己の文化を大切にす、いわゆる相互の立場を思いやったとき、自己の文化を大切にすることの必要性が改めて理解されるだろう。

民俗学は地域差が文化の変遷過程を示すものである、という認識を学問の基本理念の一つとする学問でもある。学問的な意義からも地域の文化の独自性の確保は当該地域だけのものではなく、日本全体にかかわる重要な意義を有する問題なのである。

自己の文化を大切にすること、それはそれまで保持してきた諸々の伝統にこだわりを持つことに他ならない。なぜなら、そこには自己を存在せしめた地域の歴史や叡智が凝縮されているものであるからである。それがあつた面において桎梏となるものであつたとしても、それを簡単に否定することは自己の部分的な否定に他ならないからである。それを否定し新たな手法や方向性を獲得するためには、それなりの努力が必要とされなければならない。異なった価値観を持つ人びととの対話を通して、その継承されるべき側面と否定しようとする側面との弁別を図ること。同時に、そうしたことをじっくりと時間を掛けて無意味なフリクションを生じないようにすることが、文化を継承するために不可欠な手法なのである。

無形の文化財は地域の人々の伝統意識と、それが内包する規律性の部分によって保護・継承されているといえる。従って、例えば部分的な変更の必要性が不可避的に訪れた場合、一義的には地域の人々の意識がどこにあるかが対応の方策を左右することになるわけであるが、その場合にあってもこうしたことを念頭に、幅広く関係者の意見を集め、急がずにゆっくりと取り組む必要があるのである。そのための手段としては、地域の人びとを中心に行政や学識経験者などを加えた全体的な緩やかな調整組織を設けることも一つの方法と思われる。

とまれ、現在の無形の文化財、特に民俗芸能をめぐる保護の動きの中で、従来から存在しながらも明確な意識化と法律上の位置づけがなされてこなかった、無形文化財的な芸能面からの評価を顕在化して上記に備えるとともに、これを基に行政施策的には新たな保護の有効な手だてを考える必要性はますます緊急を要していると考えるのである。拙稿が、地域起こしブームの中で翻弄されがちな、無形の民俗文化財の問題を考える上での話題の一つにでもなればと願うものである。

なお、本稿に関連し特に無形の民俗文化財の保護行政の考え方について、「無形の民俗文化財の保護について——特に、昭和五〇年文化財保護法改正を巡って——」と題する小論を『國學院雜誌』第一〇七卷第三号に発表しているので、併せて参照いただければ幸いである。

[Summary]

## Protection of “Intangible” Cultural Properties:

With Focus on Folk Performing Arts

OSHIMA Akio

Recently, issues concerning “intangible” cultural properties are the subject of discussions not only in Japan but also throughout the world. Administration for the protection of cultural properties in Japan has been extended to the protection of “intangible” cultural properties even before this recent global interest. For this reason, much is expected of the experience that Japan has had with regard to this subject. However, whether the administration for the protection of “intangible” cultural properties in Japan is capable of responding to these expectations is a matter that needs to be given serious thought. Taking such a matter into consideration, this paper seeks to clarify some of the present issues. Focus will be placed, especially, on folk performing arts about which, among “intangible” cultural properties, there are many problems. At the same time, this study also attempts to discuss the fundamental concept concerning the protection of “intangible” cultural properties in an effort to contribute to further discussions.

# GEINO NO KAGAKU

Journal of the National Research Institute  
for Cultural Properties, Tokyo  
(Department of Performing Arts)  
Number 33  
2006

Publisher:  
National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo  
13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo, 110-8713, Japan

芸能の科学	33
平成十八年三月二十五日	印刷
平成十八年三月三十一日	発行
編集	独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所
編集委員	『芸能の科学』編集委員会
演劇研究室長	鎌倉 恵子
音楽舞踊研究室長	高桑 いづみ
民俗芸能研究室長	宮田 繁幸
成城大学講師	星野 紘子
法政大学能楽研究所	山中 玲子
発行	独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所
〒一〇一八七三三	
東京都台東区上野公園一三―四三	
電話 〇三(三八三三)二二四一番	

© 独立行政法人文化財研究所  
東京文化財研究所 2006

National Research Institute for  
Cultural Properties, Tokyo